

免許取得に関する規定・確認事項

【原動機付自転車】

◎原付免許取得について

1. 原動機付自転車（50cc以下）〔以下バイクとする〕免許取得は、原則として長期休業中に限り許可する。
2. 免許取得希望者は、保護者または保証人（以下、「保護者等」という）連署の「原付免許取得許可願兼誓約書」により申し出ること。
3. バイク免許取得許可は、次の①、②の手順で審査する。

① 生徒：担任あて、「原付免許取得許可願兼誓約書」を提出

② 担任：「原付免許取得願兼誓約書」を点検

（→ 修正指示 → 再受領・点検）

【点検の要点】

- 保護者等署名
- 取得理由・条件
- （口頭にて）長期休業終了後、「原付免許取得報告書」を提出のこと。

→ 生徒保厚部交通係あて、「原付免許取得願兼誓約書」を提出

4. 3で許可適当と判断された場合は、回議・決裁を経て、長期休業に入る前日に「原付免許取得許可証」を発行する。
5. 免許を取得した者は、長期休業日終了後、「原付免許取得報告書（様式2）」を速やかに生徒保厚部交通係まで提出する。

◎バイク通学について

1. バイク通学は、次の（1）～（4）のすべてを満たすことを条件に許可する。
 - （1）2・3年生で通学距離が片道10km以上または、運動部及び吹奏楽部に所属する生徒で通学距離が片道7km以上であること（1年生は、部活動顧問の承認を受けた上で、9月以降）。
 - （2）学校で実施する安全運転講習会を受講すること。
 - （3）対人2,000万円以上の任意保険に加入すること。

(4) 業者による車両点検を受けること。

2. バイク通学許可は、次の①～②の手順で審査する。

① 生徒：担任あて、「バイク通学許可願兼誓約書」を提出

② 担任：「バイク通学許可願兼誓約書」を点検

(→ 修正指示 → 再受領・点検)

【点検の要点】

- 保護者等署名
- (記載がある場合)「記載事項1・2」
- 通学距離・自宅までの地図

→ 生徒保厚部交通係あて、「バイク通学許可願兼誓約書」を提出

3. 2で許可適当と判断された場合、保護者等は生徒保厚部が開催する保護者説明会に参加し、自賠責保険証明書のコピー、任意保険証券のコピーを提出すること。

4. バイク通学をする者は、保護者説明会終了後に配付される泥番と黄線を所定の位置に装着・貼付し通学すること。また、後日発行される「通学許可証」を通学する間常に、身分証明書とともに携帯すること。(何らかの理由で破損・削剥した場合、速やかに生徒保厚部に報告すること。)

5. 次年度も継続してバイク通学を希望する場合は、春季休業中に業者によるバイク点検を受け、学校指定の安全運転講習に参加すること。

【自転車】

◎自転車通学について

自転車通学は、次の(1)～(4)のすべてを満たすことを条件に許可する。

(1)「自転車通学届兼誓約書」を生徒保厚部交通係まで提出し、ステッカーを受け取ること。

(2) 学校所定のステッカーを車体に貼付すること。

(3) 自転車損害賠償保険等に加入すること。

(4) 業者による車両点検を受けること。

【バイクまたは自転車の全般的な留意事項】

次に該当する生徒は、すみやかに学校に届け出ること。

- (1) 事故または違反の事実があったとき。
- (2) バイク登録または自転車に変更のあるとき。
- (3) 泥番等学校から配付された物品が破損・削剥したとき。

【バイクまたは自転車使用時の規定】

次に該当する生徒は、生徒指導の対象となる。

- (1) バイク走行時、半キャップを着用して運転（通学・私用問わず）
- (2) イヤホン装着の運転および走行中のスマホ操作
- (3) バイクでの無許可登校（最寄りのバス停まで運転することも含む）
- (4) 自転車の二人乗り。
- (5) 変型および改造したバイクの運転。
- (6) バイクの貸借。
- (7) バイクによる自転車の牽引。
- (8) 自動二輪車（51cc以上）の運転および同乗。
- (9) 他人に迷惑を及ぼす行為（並進、蛇行、はみ出し、無灯火、夜間徘徊、集団走行、暴走行為等）
- (10) その他、道路交通法違反を疑われる行為

【バイクまたは自転車通学の一時禁止事項】

校内規定違反をした事実が認められた場合、以下のとおり一定期間(1週間～3ヶ月程度)保護者等が免許証を預かり、バイクまたは自転車通学を禁止する。

指導者	指導期間(預かり期間)
担任注意	1週間程度
生徒保厚部係注意	2週間程度
生徒保厚部長説諭	1ヶ月程度
校長説諭	1ヶ月程度
謹慎	3ヶ月以上(バイク通学許可取り消しを含む)

【自動車・自動二輪車について】

◎自動車免許取得について

自動車免許取得は、進路決定者に限り、第3学年の10月1日以降(放課後及び休日に限る)許可する。ただし、第三回考査以降は進路未決定でも許可する。

※免許取得後も、卒業までの間は原則として運転を禁止する。やむを得ず運転する場合は、保護者等が同乗すること。(通学不可)

◎自動二輪免許取得について

自動二輪車(51cc以上の二輪車)免許取得は、原則禁止する。ただし、就職先からの指示等、特別な事情がある場合、生徒保厚部で審議し、可否を決定する。